



須藤 大弥くん (豊里町竹花・竜也さん)



佐藤 陽虎くん (豊里町東二ツ屋・知佳さん)



佐々木 理世ちゃん (豊里町上町・達弥さん)



石沢 龍汰郎くん (豊里町下町・龍二さん)



金野 龍哉くん (津山町横山9・千明さん)



金野 史菜ちゃん (津山町横山3・浩さん)



後藤 恋絆ちゃん (津山町横山7・巨さん)



熊谷 有礎くん (津山町横山2・寿博さん)



千葉 匠くん (豊里町浦軒・栄さん)



細谷 悠真くん (津山町横山6・直史さん)



清野 夢良ちゃん (津山町入沢・徹さん)



佐々木 凛香ちゃん (津山町本町一丁目・正義さん)

12月13日の3歳児健診(3歳6~7カ月児)でむし歯がなかった子は、市内2地区で17人中12人でした。

※()内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。



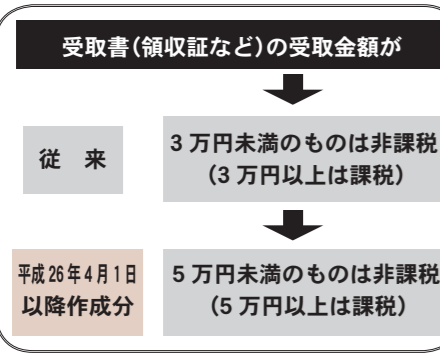
税務署からのお知らせ

「領収証」などに係る印紙税の非課税範囲が変わりました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成26年4月 税務署

「金銭または有価証券の受取書(領収証など)」の印紙税の非課税範囲が、次のように変わりました。



は、課税年度の翌年度の納期限(4月末日)前日までとなっています。 これまでは、5月上旬に車検を受ける場合、金融機関が休みとなるゴールデンウィークの状況によっては、その年の軽自動車税の納付確認が難しく、証明書の発行についてご不便をおかけしていました。 そのため市では、軽自動車の車検期日が5月上旬で、口座振替により納付する人について、申請に基づき前年度の納税証明書の有効期限を延長します。

車税が口座振替であること、前年度まで納付期限内に納められていること 【問い合わせ】 総務部税務課 (市民税係) ☎0220(22)2163

「登米市東日本大震災の記録」を発刊しました

市では、東日本大震災の発生から約1カ月間にわたる震災対応活動や関係団体のさまざまな活動を記録した「震災記録誌」をこのほど発刊しました。

記録誌は、市内の公民館や図書館、総合支所に設置するほか、ご支援をいただいた自治体や関係団体にお配りしました。また、多くの皆さんがご覧いただけるようホームページにも掲載しています。



記録誌については今後、一般向けの販売を計画しており、準備が整い次第「広報とめ」などでお知らせします。

【問い合わせ】 総務部防災課 ☎0220(22)2130

ひとり親家庭等就業支援講習会を開催

【講習名】マイクロスフトワード2007(平日コース) 【対象】県内に住むひとり親家庭で、全日程受講可能な人 【講習会日時】6月4日(水)~7月18日(金)各水・金曜日(14日間) 【場所】県母子福祉センター 【受講料】無料 【定員】10人 【教材費など】教材費5千円、検定費12390円

【その他】マイクロスフト

高校生絵画展N登米市 作品を募集します

【応募規定】①応募資格 県内の高校に在学する高校生または市内に在住する高校生 ②作品規定 1年以内の制作(模写などを除く)した油彩画、水彩画、日本画、版画などで、壁面に展示可能なもの ③キャンパスサイズは20号(30号、パネルサイズはB2判) A1判とする ④作品は額装することを基本とし、奥行きは6センチ以内(額縁含む)とする ⑤展示はワイヤとフックを使用するため、作品裏側15センチ程度のところに、ヒートンを木枠の内側に取り付けワイヤかひもを張り、作品の裏面右上に出品申込書の写しを必ず貼付し、搬入してください ⑥出品点数 1人1点に限る (作品の共同制作は不可) ⑦出品料 無料 ⑧その他 作品の取り扱いおよび整理には慎重を期しますが、不慮の損害について主催者は一切その責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。また、審査の方法、陳列および飾り付けなどについては、すべて主催者に一任して異義のないことをご了承ください。

【応募期間】4月22日(火)~5月6日(火) 【応募方法】出品申込書に必要事項をご記入のうえ、原則として学校ごとにまとめ、教育委員会生涯学習課に郵送またはファクシミリでお申し込みください。 【作品展示】 【展示場所】登米祝祭劇場(小ホール) 【展示期間】5月29日(木)~6月1日(日)午前9時30分~午後6時(1日は午後3時まで) 【入場料】無料 【表彰】登米大賞・県知事賞1点・優秀賞2点・優良賞3点・佳作5点程度 【表彰式】6月1日(日)午後3時30分から 登米祝祭劇場(小ホール) 【申し込み・問い合わせ】教育委員会生涯学習課(文化振興・文化財保護係) ☎98710602 登米市中田町上沼字西桜場18番地 ☎0220(34)2698 FAX0220(34)2504

警察署からのお知らせ

飲酒運転は「犯罪」です!

ゴールデンウィーク中、飲酒運転による重大事故の発生が心配されます。 ●お酒を飲むときは「ハンドルキーパー運動」をしましょう! ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店に行く場合に、お酒を飲まずに仲間を自宅まで送り届ける人のことです。 ●「飲酒運転で失う6つの宝」 ①命→死亡事故に直結 ②家族→家族離散など ③仕事→会社をクビ ④社会的信用→テレビや新聞報道など ⑤運転免許→免許取り消し処分など ⑥お金→罰金や遺族補償など ●「酒類提供者」も罰せられます!



飲酒運転をする恐れのある人に酒類を提供し、または飲酒を勧めることは、飲酒運転を助長する違法行為となります(処罰の対象は、飲食店や酒類販売店などの営業者に限らず、「個人」も含まれます)。 【酒類提供罪】▶酒類を提供した運転者が酒酔い運転をした場合=3年以下の懲役または50万円以下の罰金▶酒気帯び運転をした場合=2年以下の懲役または30万円以下の罰金 【問い合わせ】佐沼警察署 ☎0220(22)2121 登米警察署 ☎0220(52)2121

春の創作「野草展」を開催します

丹精込めて育てあげた春の野草を、ぜひご鑑賞ください。 【日時】5月10日(土)・11日(日)午前9時~午後5時(11日は午後4時まで) 【場所】道の駅津山・もくもくランド内「伝習館」(登米市津山町横山字新細屋24)



【問い合わせ】五葉野草会 会長 佐々木清司 ☎0225(68)2897 (FAX兼用)